

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び
「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の案

第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解

(略)

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解

第1 本基準の目的及び減損の定義

- 1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにすることを目的とする。
- 2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第2 対象資産

本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独立行政法人会計基準（公営企業型地方独立行政法人に適用されるものに限る。以下同じ。）に減損処理に関する定めがある固定資産については、対象資産から除くこととする。（注1）

<注1>地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 投資有価証券（関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。）
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

固定資産又は固定資産グループ（「第8 固定資産のグルーピングの方法」における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること（注2）（注3）
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注4）（注5）
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注2>事業単位別、施設別セグメント間における財政調整の扱いについて

公営企業型地方独立行政法人は利益の獲得を目的としていないことから、中期計画において、事業単位別、施設別のセグメント間の財政調整を行うことを前提に、法人全体の損益収支の均衡を予定しているケースがある。このようなケースにおいて、中期計画にセグメント別の収支計画又は資金計画が定められている場合には、減損の兆候の把握に当たっての損益又はキャッシュ・フローについては、中期計画との比較を考慮して行われることとなる。

<注3>運営費負担金、運営費交付金及び補助金等について

営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには、経常費用に対する運営費負担金、運営費交付金及び補助金等を含む。

<注4>回収可能価額について

- 1 回収可能価額とは、固定資産又は固定資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。
- 2 正味売却価額とは、固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。
- 3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。
- 4 使用価値とは、固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

<注5>固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化について

固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資

産又は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

第4 減損損失の認識

- 1 減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- 2 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、固定資産の経済的残存使用年数又は固定資産グループ中の主要な償却資産の経済的残存使用年数とする。(注6)

<注6> 主要な償却資産について

主要な償却資産とは、固定資産グループの償却資産のうち将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

第5 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された固定資産又は固定資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、原則として当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

第6 将来キャッシュ・フロー

- 1 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、当該公営企業型地方独立行政法人に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。
- 2 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、固定資産又は固定資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。(注7)
- 3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。(注8)
- 4 固定資産又は固定資産グループに関連して間接的に生ずる支出は、関連する固定資産又は固定資産グループに合理的な方法により配分し、当該固定資産又は固定資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する。
- 5 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額を含めない。

<注7> 将来の設備の増強等の取扱いについて

計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。

<注8> 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて

将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクを反映させない。

第7 使用価値の算定に際して用いられる割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した利率とする。

固定資産又は固定資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率に反映させる。(注8)

第8 固定資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる固定資産のグルーピングは、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

第9 固定資産グループについて認識された減損損失の配分

固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該固定資産グループの各構成資産に配分する。

第10 共用資産の取扱い

- 1 共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。(注9)(注10)
- 2 共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含まない各固定資産又は固定資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分する。(注11)
- 3 共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する固定資産又は固定資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を各固定資産又は固定資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共用資産の配分額を含む当該固定資産グループの各構成資産に配分する。

<注9> 共用資産について

共用資産とは、複数の固定資産又は固定資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する固定資産をいう。

<注10> 共用資産に係る減損の兆候の把握等について

共用資産に係る固定資産のグルーピングを、共用資産が関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、先ず、固定資産又は固定資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う。

<注11> 共用資産に配分される減損損失が過大な場合について

共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を合理的な基準により各固定資産又は固定資産グループに配分する。

第11 減損処理後の会計処理

- 1 減損処理を行った固定資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。
- 2 減損損失の戻入は、行わない。

第12 貸借対照表における表示

- 1 減損処理を行った固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該固定資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行う。（注12）
- 2 減損処理を行った無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行う。

<注12> 減損損失累計額について

減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政サービス実施コスト計算書に計上された損益外減損損失相当額の累計額が含まれる。

第13 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、臨時損失とする。

第14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理

公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第82 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損処理を行う場合

には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、原則として臨時収益に振り替える。

第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理

- 1 特定施設（公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第16 流動負債」注解12に規定する特定施設をいう。）である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- 2 上記の場合における減損損失は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

第16 注記事項

重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した固定資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、固定資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。

第17 経過措置

- 1 本基準の適用開始前に設立された公営企業型地方独立行政法人において、設立団体から承継する権利に係る固定資産の価額が回収可能価額に比して過大な価額で評価されていた場合には、本基準の適用が開始された最初の事業年度の期首において、当該承継された権利に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額することができる。この場合、当該固定資産の貸借対照表における表示は、「第12 貸借対照表における表示」により行う。
- 2 当該減額相当額については、「第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」に定める減損損失と同様に処理するものとする。